

電力国家管理と地域利害：日本発送電と東北振興電力の統合過程

加藤，健太
高崎経済大学：准教授

<https://doi.org/10.15017/1929761>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 33, pp.1-24, 2018-03-15. 九州大学附属図書館付設
記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】 電力国家管理と地域利害

—— 日本発送電と東北振興電力の統合過程 ——

加 藤 健 太

一 課題と対象

日本電力業は、「電力戦」と称された熾烈な企業間競争とそれにとともに収益性の低下に対応すべく、一九三二年四月一九日に電力連盟を結成して市場の安定化を図った。電力連盟は、個別企業の間で生じた紛争の裁定を行い、「電力戦」の終息に寄与するとともに、「豊富で低廉な電力供給」を実現するため、電源開発や発電コストの低減に取り組むなど、積極的な事業活動を展開した。¹⁾ しかしながら、こうした自主的な統制は一九三八年三月に電力管理法、日本発送電株式会社法案、電力管理に伴う社債処理に関する法案及び電気事業法中改正法律案の四法案が可決・成立し、翌三九年四月の日本発送電（日発）の設立と電気庁の設置により終符を打つ。電力国家管理の時代の幕開けである。

本稿は、一九四一年二月一日に実施された日本発送電による東北振興電力株式会社（振電）の合併を題材に、国家と地域の利害対立・調整に焦点を当てながら、戦時期における企業合併の特質を描き出すことを

課題とする。この合併は、改正国家総動員法に基づく合併命令という形で強制的に実施された点と、合併に反対する際に振電の用いた論理が金銭的な利害に基づいていなかった点に特徴を持つ。それゆえ上記の課題を解くにあたって貴重な材料を提供すると考えられる。

電力国家管理に関しては、数多くの研究が積み重ねられ、事実経過や利害対立の構図などはかなり明らかにされており、また、日発体制の成立後の実態にも検討が加えられた。²⁾ さらに、電力国家管理をめぐる経済合理性と経済的要因という二つの論理が提起されて論争も繰り広げられた。³⁾ しかし、本稿が対象とする日発と振電の合併はこれまでほとんど論じられてこなかった。僅かに『日本発送電社史』が、東北振興という使命の日発への継承や同社東北支店への広範囲の権限付与に紙幅を割いたくらいであり、統合過程にはほとんど触れていない。⁴⁾

他方、振電に関しては、東北振興政策との関連で言及されている。岡田知弘は、同社の設立構想とそれを通じた地域開発戦略、企業形態や政府の関与、事業計画と設備投資など幅広く検討を加えた。ただし、日発

との合併については、「東北振興事業にとつても大きなマイナスになると予想された。当然、東北関係者からは強い反発が出た」と述べるに止まった。⁵ 岩本由輝は、振電の川越丈雄社長が、東北地方の特殊事情を考慮する必要性を強く訴えけると同時に、配電部門の統合による発送配電一貫経営の実現を主張して合併に反対したことは触れたものの、東北開発の通史という書物の性格もあつてか立ち入った分析はしていない。⁶ 振電の社史は、設立に至る経緯、発電所や送電線の建設、電気料金の設定、営業活動、職制、そして資金調達まで幅広く、かつ詳細に記載している。だが、日発による合併に関しては「寧ろ発展的解消と云ふべし」と無念さを滲ませる六行の文章が「序」にしたためられただけである。⁷

以上の研究史を踏まえ、この論文では第一に、振電と内閣東北局（東北局）による合併反対論の検討を通して、電力国家管理をめぐる地域利害の論理を明らかにする。ただし、紙幅の都合上、東北局の主張は深く掘り下げられないことを予め断つておく。第二に、支店の業務・権限などの調整過程で、尊重された利害と制限された利害を明確に区分しつつ導き出された解を検証する。こうした作業を通して、統制を強化する国家と自立性を要求する地域の利害対立とその調整という視点から、戦時期における企業合併の時代的特質に接近することが中心的な課題となる。

主な史料としては、国立公文書館所蔵の『日本発送電株式会社東北振興電力株式会社合併経過書類 其ノ一』を用いる。この簿冊は現在、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能な状態になっているが、それによればコマ数は五七六コマに及ぶ。作成主体の不明確な史料については、【東北振興電力株式会社】の用紙を使っている場合、作成者を振電と推定し、タイトルの後に〈東北振興電力株式会社〉と、同様に【内閣】

の用紙が使用された史料は、内閣東北局を作成者と推定し〈内閣東北局〉とそれぞれ明記した。ただし、【内閣】の場合、他の主体である可能性を否定できない点は注意を要する。⁸

二 東北振興電力の設立と電力国家管理の成立

本節ではまず、東北振興電力の設立過程で明確にされた狙いと同社の特徴を確認し、そのうえで、時を若干進めて第一次電力国家管理の成立
|| 日本発送電の創設にあたって、振電の経験がどのように生かされたかを検討する。

(一) 東北振興電力の設立過程

東北振興電力の設立目的は、先行研究によってある程度明らかにされているが、本項では、内閣東北振興事務局長「東北興業株式会社・東北振興電力株式会社法案提案理由」を用いて、その点を改めて確認しておきたい。

この史料によれば、東北地方の産業振興の「基礎的要件」は低廉豊富な電力供給にあり、かつ同地方は「包蔵水力ノ極メテ大ナル」にもかかわらず、電気事業者の規模は小さく、建設費は高く、設備は「局部的ニ止ル状態」と現状の問題点があげられる。⁹ ここでいう「局部的」は、「事業相互間ニ於ケル送電連絡不十分ナル」ことを意味し、そのため「施設経営上ノ弾力性ニ乏シク、各種ノ需用ヲ綜合シ」て大規模な水力発電の開発を行うといった「発送電施設ノ経済化ヲ企図スルコト困難ナル実情」にあると述べる。¹⁰ したがって、「特殊ノ電力会社」を創設し、それを主体

に有利な水力開発を進めて低廉豊富な電力供給を実現することは「東北地方振興上又最モ緊要」と強調したのである。

もう少し詳しく述べると、振電は、出力合計一五万kWの水力発電所の建設による低廉な電力供給を目的とし、必要に応じて補給用火力発電所を建設できるとされた。この点に関連して、東北地方の電気需要に対応するための発電用水利権は、「将来原則トシテ」振電に許可する方針とした。他方、政府の保護については、振電の配当金が第三営業年度までは年四分、第四営業年度以降は年六分に達しない場合、創立初期から一〇年間を限度として、これに応ずる金額を補給するとした。¹¹⁾

ここで注目したいのは、振電が自ら「東北地方電源開発及送電部門ヲ担任スルモノ」¹²⁾と述べたように発電事業に特化した企業であり、その点で日本発送電と共通点を持つことである。では、(a) こうした特徴を有する振電と他の電気事業者はいかなる関係にあったのか、(b) 振電が、設立目的に掲げた低廉な電力を供給できる根拠はどこにあったのか。内閣東北振興事務局「特殊会社法案ニ関スル予想質疑応答集」を用いてこれらの点に接近してみよう。¹³⁾

(a) についてはまず、振電が福島県阿武隈川と秋田県田沢湖ほか青森、岩手および山形の各県で合計一四地点の水力を開発すると同時に、東北一帯を繋ぐ送電幹線により水力発電所を連系して、東北地方の需用に適應する計画であったことが前提となる。そして、振電は、東北興業の計画する肥料製造(電気化学)用と一般需用双方を想定していたものの、実際は既設電気事業者への電力供給を介して一般需用者に配電することを原則としていた。ただし、既設事業者を介した供給が「設備ノ關係上不経済」になる場合に限って直接需用者に供給するとした。既存の電気事

業者との競争を避けることを狙ったのであろう。

(b) の低廉な料金に関しては、①大規模かつ「有利ナル地点」を開発する点、②東北全体の需要予測に基づいて開発を行い、合理的な電力消化を図るとともに、特殊電力の消化にも努める点、③「政府ノ特別ノ保護監督」により、資金調達面で有利なることに加えて、政府の配当補給により資産の膨張を回避して資金調達コストを抑制できる点、④大規模経営(規模の経済)を通じて各種コストを削減できる点、⑤「政府ノ特別ナル監督ノ下」で経営合理化を進められる点をあげた。ここでは、次項の議論との関連で、③の資金調達面のメリットを強調したことを確認しておきたい。

以上のように、振電は、東北地方の既存の電気事業者と協調しつつ、低廉な電力供給を通じて東北振興の一翼を担うことを期待された。そして一九三六年一〇月七月、東北振興電力株式会社という特別法に基づき、「東北地方ノ振興ヲ図ル為同地方ニ於ケル電気事業ヲ営ム」ことを目的(第一条)に、資本金三〇〇万円(六〇万株)をもって設立されたのである。時期は下るが、合併直前の一九四一年六月一日時点の株主構成は、東北地方六県の県市町村、産業組合およびその他の団体、東北興業、一般公募であったから、株主と地域の利害は、東北振興という点でかなりの程度重なり合っていたと考えられる。他方、国策会社という性格上、政府は、振電に対して一定の保護(配当保証など)を与える代わりに、定款の変更、合併、解散の決議、増資、社債募集、利益金処分に關する認可権、役員(社長、副社長、理事)の任命権など幅広い業務の監督と「必要な命令をなしうる」権限を有していた。¹⁴⁾ただし、少なくとも合併を容易に強制できなかったことは後述するとおりである。

(二) 第一次電力国家管理と東北振興電力

東北振興電力と日本発送電は、特殊会社という企業形態、政府の強い関与、そして発送配電の分離というビジネスモデルなど共通する部分が多かった。換言すれば、振電を日発のモデルと見做すことも可能と思われる。そこで、『電力国家管理の顛末』を手掛かりに、日発の設立過程で振電の経験がどのように活かされたのかという点に言及しておきたい。管見の限り、振電が議論の俎上にのぼったのは、一九三七年一月四日の臨時電力調査会第三回小委員会と三八年六月四日の電力審議会第一回会議の二回であった。

まず、臨時電力調査会第三回小委員会において、電力業経営者が、振電を取り上げて東北振興に対する貢献を疑問視したのに対し、大和田悌二通信省電気局長は次のように反論した。すなわち、振電は発電所を建設中であるから、現時点でその成績の良否を論じることはできない。少なくとも、振電の卸売料金は、東京の大手電力企業のそれよりも「遥かに安く供給」できる予定になっている、と。

電気局長は、続けて「小林（一三〇引用者）さんが東北振興電力を非常に非難されて居られたが、——中略——これを御批評なさる以上は、小林さんの東京電灯は東北振興並に下げられることであらうと私は愉快に思つて居ります。」と皮肉ったうえで、「国策会社の成績が悪いだらうといふやうな全く研究不足にして未だ仕事の完成して居らないものを取つて批評されることはどうかと思ふのであります。」と憤りを露わにした。¹⁷

次に、電力審議会第一回合合では、日発に出資する電気事業者の範囲との関連で振電の名が出てくる。具体的には、日発への出資に適さない設備として、東北地方の電力設備が取り上げられた。藤井崇治電力管理

準備局長は、同地方を出資設備から外す理由として、振電の設立により「既に電力統制上特殊の考慮が払はれて居るのでありまして、或る程度管理の目的が達せられることになつて居る」点をあげている。¹⁸

このように、振電と日発はいくつもの共通点を持っていたが、前者が後者のモデルになった明確な証拠は見出せない。ただ、①「設備会社」の低廉な電力供給が強調されたことと、②振電が電力統制面で有用な存在と期待されていたことは注目すべきと思われる。とくに②は、振電と日発の統合過程で一八〇度の転換が見られるからである。

三 地域利害とその論理

(一) 前史——電力統制と東北地方

政府は一九四〇年九月二七日、電力国家管理の徹底を狙つて、「電力国策要綱」を閣議決定した。その主な内容は、①発送電管理の強化と②配電管理の実施である。そして、①の目的を果たすために、既存の水力発電所をはじめ主要な設備を日本発送電に帰属させ、かつ新規水力資源の徹底的・合理的な開発方策を講じることとした。他方、②については、全国をいくつかの地域に分割したうえで、各地区内の配電事業をすべて統合し、特殊配電会社を設立するとともに、発送電事業と配電事業の密接な連系を図ることを定めた。¹⁹ 東北地方は、一九三九年四月一日の第一次強制出資こそ逃れたものの、「電力国策要綱が出された時点で、いずれ東北振興電力(株)を日発(株)に合併させることが予定されていた」とされる。²⁰ 後述するように、振電が積極的に電源開発を進めていたことに加え、東北(とくに南部)は水力資源の面で有望な地域であったから、発

送電事業の一元化に欠かせない存在として統合の対象にされたと考えられる。それゆえ、振電は一九四〇年一〇月頃から合併反対の主張を活発に展開するようになる。

ところで、全国的な電力系統と東北地方のそれに関しては、すでに一九三四年二月一九日開催の第七回電気委員会が、青森県の電力業県営化を題材に議論していた。橘川武郎は、同委員会が青森県には「例外的に許可」を与えたものの、電力業の県営化一般は全国的な運営効率化を阻害する虞があるため抑制するという結論に落ち着いたことに言及している。²¹⁾

先行研究と一部重複するが、清水順治通信省電気局長が電気委員会で行った説明を振り返っておこう。電気局長は、水力を主体とする日本の場合、電源と需要地が著しく乖離しているため、発電部門の統制の適切な実施にあたっては、「府県の行政区画に囚はれざるより大きな国家的見地から考慮しなければなら」ず、それゆえ、発送電部門の統制の見地から、一般的に「府県営事業は望まじき企業形態」ではないと発言した。²²⁾ こうした認識に基づいて、電気委員会は、青森県に県営化の許可を与える際、「電気事業ノ府県営ハ事業統制上適当ナラザル場合多キガ故ニ将来ニガ認否ニ関シテハ慎重ニ考慮サレムコトヲ望ム」という附帯決議をしたのである。²³⁾

このように、東北地方を地理的条件により例外とする姿勢は、第一次電力国家管理の際にも見られた。しかし、それは絶対的なものではなく、通信省にとって電力業の全国的な統制は第一義的な重要事項であったと考えられる。²⁴⁾

これまでの議論を踏まえ、以下では合併過程で表明された地域利害とその論理を、①東北地方の特殊性、②東北振興電力の実績、③電気事業

の合理的統制形態の三つのポイントを中心に検討する。「電力国策要綱」の閣議決定から電力評価審査委員会の審議を経て、合併条件が認可（一九四一年一〇月二二日）されるプロセスのうち、本節で取り上げるのは、ごく初期の段階（一九四〇年一〇月）の主張であることを予め断っておく。具体的な分析に先立ち、合併を主導した通信省の狙いを、少し先の時期ではあるが、一九四一年九月一日の国家総動員審議会で行われた山田龍雄通信次官の説明を手掛かりに確認しておこう。

史料1²⁵⁾

最近国際状況の緊迫と共に、高度国防国家体制の確立が要望せらるるに至りましては、発送電部門に於きましても、此の状況に即応致しまするが為に、電力国家管理の本来の姿に立ち帰りまして、全国を一貫せる大電力網を確立致しまして、一面電源の開発には、最少可能範囲の資材を以て、最大の効果ある計画実行を期しますると共に、他面既存設備の範囲に於きましては、発電力の最高能力率發揮と、発生電力の総合計画的供給を図らなければならぬ状況となりまして、之れを実現致しまする為には、どうしても茲に一応従前事業者の運営に委ねられて居りました既設の水力発電設備を日本発送電株式会社に出資させますと共に、東北方面の発電・電業・務も全国的に統一致しますることが絶対必要と相成つたのであります。即ち東北振興電力株式会社と日本発送電株式会社との統合が此の際に不可欠の要件となつて参つたのであります。

この史料からは、政策当局が第一次電力国家管理の実施にあたり、特

例として日発への強制出資を見送った東北地方についても、もはや例外扱いできないほど状況が逼迫していた様子をうかがえる。実際、関西地方では一九四〇年二月、石炭の不足と品質劣化、濁水など複数の要因が重なったために、電力飢饉が発生し、政府が電力調整令の発動（二月三日）によって強権的な電力制限を実施せざるをえない事態に見舞われた。²⁶ もう一つ、この史料は高度国防国家体制の確立という時局の要請と発電電事業の全国一体化による電気事業の効率的運営という通信官僚の思想を見出せる点でも注目される。

こうした国家の論理に対して、振電と内閣東北局はどのような主張を展開したのか、以下で詳しく見ていこう。

（二）東北地方の特殊性

東北振興電力が、日本発送電との合併に反対した第一の理由は東北地方の特殊性であり、具体的には次のような内容であった。すなわち、同地方は、寒冷と豪雪といった自然条件のゆえに工場誘致が困難であり、豊富な包蔵資源や労働力を有するにもかかわらず、工業地帯として劣位に置かれている。一九三四年の冷害にともなう経済的な打撃をきっかけに、東北振興総合計画が樹立され、鉱工業生産の拡大が図られてはいるものの、「未ダ漸ク発展ノ緒ニ着キタル」状況に止まっている。振電は、政府が「全国ヲ画一的ニ単一ナル統制」を通じて、各産業の「全能力ヲ發揮」させようとする傾向を、戦争という非常時には「適切ナル方図」であると認める。しかし、そうした統制は、すでに一定水準まで発展した産業や地域には有効だが、東北地方は「未ダ全国的水準ヨリ遙カニ低キ地域ニ対シテ一律ニ適用セラルルコトハ妥当ナラザルモノ」と主張した。²⁷

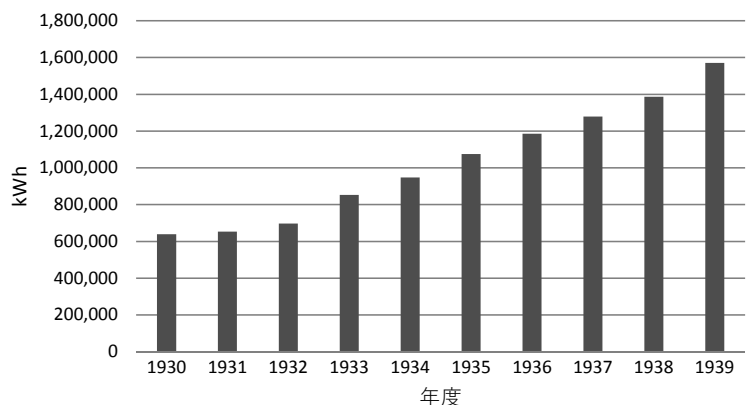
この点は、データからもある程度確認できる。

東北地方の需用電力量は、一九三〇年の六億三八九〇万kWhから三九年には一五億七〇四五万kWhまで拡大した（第1図）。

しかし、人口一人当たり需用電力量は一九三〇年の九七kWhから三七年一九九kWh、三八年一九二kWh、三九年二一五kWhと拡大傾向にあったとはいえ、全国に対する数値はそれぞれ〇・四四、〇・四八、〇・四八、〇・五二で、おおよそ半分の水準に大きな変化は見られなかった（第2図）。つまり、全国との差は依然として縮小していなかったのである。²⁸

振電が用いた東北地方の特殊性は、単に後進地域という点に止まらなかった。すなわち、同地方は、食糧生産地としての重要性和鉱工業の開拓地としての将来性から見れば、戦時期の国防資源の確保にあたり、「高度国防ノ一翼ヲ担フベキ国土計画ノ実施地域トシテ」一層重視されるべきである。²⁹ さらに、国防上の観点から産業の地方分散を進め、地域的自給自

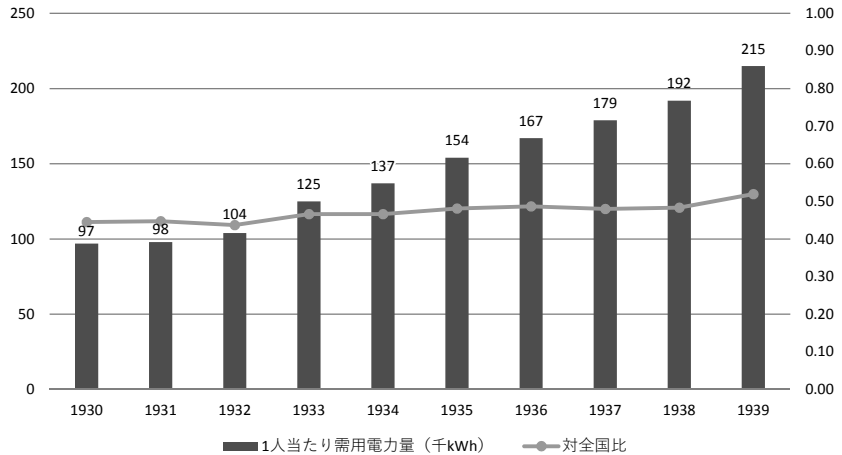
第1図 東北地方の需用電力量



資料) 電気庁『電気事業調査資料』第14号、1940年12月。

足体制の確立（生産と消費の結合）へと発展させる必要があり、「国防国家ノ体制ハ窮極ニ於テ、東北地域、関東地域ト切断サレル如キ場合ニ於テモ、其ノ地区ガ生存ヲ保チ得ル如キ生命体デアルコトガ望マシイ」とする。そして、この前提に立てば、電力統制問題についても、「全国的送電連繋等ノ経済的見地ノミガ考慮サルベキデハナク、相当程度ニブロック制ノ国防的意義ヲモ

第2図 東北地方の1人当たり需用電力量とその対全国比



資料) 電気庁『電気事業調査資料』第14号、1940年12月。

注意スル必要ガアル」と主張した。³⁰⁾ 東北地方を一つの自立した経済圏として存在せしめるという構想のリアリティについては疑念を抱かざるをえない。しかし、日中戦争が長期化した当時にあつては、もはや後進地域という事情だけで特別の配慮を受けることは困難であり、高度国防国家の建設という国家の論理を援用

しつつ、新たな装いをもって電力業の全国一体化の動きに対峙しなければ、振電の独立性を維持することは難しかったのである。

(二) 東北振興電力の実績

東北振興電力は創設以降、計画を上回るペースで水力発電の開発と送電網の整備・拡充を進めた。その点は、振電の社史が多くの紙幅を割いているから、³¹⁾ 詳細はそちらに譲り、ここでは合併反対の文脈で展開された主張の要点のみを示しておく。

①一九四〇年末までに生保内、遠刈田、郷内および神代の各発電所を建設し、発電力を一二万kW超へと伸ばすことを確実視されていた(第1表)。

②送電線の整備に関しても設立以降、「南北両地域ヲ通ジ縦横ニ連絡スル大容量主幹送電線」の施設を進め、その距離は一九四〇年末に七〇〇kmに達した。

③こうした電気供給網の拡充により、アルミニウム、硫安、各種非鉄金属の採掘・精錬、製鉄および石炭採掘など、生産力拡充の面できわめて重要な(軍需)産業が誘致された(ま

第1表 東北振興電力の発電設備

発電所名	出力 kW	竣工		
		年	月	日
蓬 萊	38,500	1938	11	30
小 出	2,900	1939	1	11
腹 帯	10,700		2	16
立 石	7,000		3	7
板 平	1,900		7	17
信 夫	5,950		10	15
生 保 内	22,100	1940	1	31
遠 刈 田	5,400		12	1
郷 内	13,200		12	9
神 代	19,700		12	29
岩 泉	5,800	1941	3	21

資料) 東北電力株式会社(1960)『東北地方電気事業史』東北電力株式会社、248頁。

たは予定である⁽³²⁾。

以上が設備投資に関する実績である。その結果、一九四〇年末における東北六県の電気事業者四六（うち株式会社形態一八社）のうち、振電は固定資産で三二・三％、発電力（水力）では四九・九％を占め、いずれも二位以下を大きく引き離れた一位であり、隔絶した地位を築いたのである（第2表）。

振電は、さらに他の地方と比較して「相当低廉ナル電力ヲ供給シツツア⁽³³⁾」ることを訴えた。そして、日発に合併された場合、「全国的統制下ニ於テ同（東北ニ引用者）地方ニ対シテノミ果シテ斯ル料金政策ノ保持徹底ヲ期シ得ルデアラウカ、甚ダ疑問⁽³⁴⁾」との懸念を示した。この低廉な電力供給は、交渉過程の過程でも繰り返し主張されることになる⁽³⁵⁾。

最後に、振電は、政府からの配当補給金の支給に加え、「建設利息」の資金繰入等をしていないから「当然ノコト」としながらも、「営業収支ノ状況モ極メテ順調」といった表現を用いて、⁽³⁶⁾良好なパフォーマンスを強調した。この点に関しては、メディアも東北地方、とくに郡山など新興工業地帯の電力需要の急増を踏まえつつ、振電の「予定発電所が送電開始となると共に収益も漸増するの筋合にある」と報じていた。⁽³⁷⁾実際に、同社の利益金は事業収入の計上を開始した一九三九年三月期から四一年三月期の三年間に六八万一九七五円、一五二万四四九五円、一九二万一〇五二円（ROAは一・三％、二・〇％、一・八％）⁽³⁸⁾と増加傾向を示したのである。⁽³⁹⁾

このような実績に関しては、電気庁も一九三九年一月時点以下のように述べている。

第2表 東北地方の主要電気事業者と東北振興電力の位置づけ

発電力					固定資産				
順位	事業者	県名	kW	%	順位	事業者	県名	千円	%
1	東北振興電力	宮城	118,650	49.9	1	東北振興電力	宮城	68,824	32.3
2	青森県	青森	22,218	9.3	2	宮城県	宮城	33,128	15.6
3	山形電気	山形	21,365	9.0	3	奥羽電灯	岩手	24,627	11.6
4	奥羽電灯	岩手	19,604	8.2	4	青森県	青森	19,582	9.2
5	宮城県	宮城	18,425	7.7	5	山形電気	山形	12,520	5.9
6	東北電灯	岩手	6,580	2.8	6	仙台市	宮城	11,008	5.2
7	仙台市	宮城	5,250	2.2	7	宮城電気鉄道	宮城	6,892	3.2
8	東田川郡電気事業組合	山形	3,480	1.5	8	東北電灯	岩手	6,134	2.9
9	鶴岡水力電気	山形	3,310	1.4	9	増川水力電気	秋田	4,885	2.3
10	増川水力電気	秋田	3,180	1.3	10	両羽電気	山形	3,907	1.8
上位5事業者の小計			200,262	84.2	上位5事業者の小計			158,680	74.6
上位10事業者の小計			222,062	93.4	上位10事業者の小計			191,506	90.0
合計			237,763	100.0	合計			212,829	100.0

資料) 電気庁『電気事業要覧』1941年版より作成。
注) 発電力は「水力」の落成電力の数値である。

一、政府に於ては近き将来東北振興電力株式会社を日本発送電株式会社に合併せしむる等の意向なきや。

(答)

東北振興電力株式会社は東北振興てふ特殊使命達成の爲設立せられたるものにして、姉妹会社たる東北興業株式会社と不即不離の關係に立つ次第もあり、加之同社は創立以來比較的順調なる事業進捗を見せ、現在既に相当の成績を挙げつゝあり、且将来に付ても豊富低廉なる電力の供給可能な見込確實なるを以て、当分は之を日本発送電に合併せしむるが如き意思なし

この史料からは、振電の実績に基づく合併反対の論理がある程度の説得性を有したことを読み取れるだろう。

(三) 東北地方における電気事業の合理的統制形態

東北振興電力は、日本発送電への吸収合併に異議を唱えると同時に、東北地方における電気事業の合理的な統制形態を提案した。それは、当該地方の配電事業の統合による発送配電一貫経営(発送配電の縦貫的統制)の実現を狙ったプランであった。振電はまず、発送電部門と配電部門の分離が次のような問題を持つと述べる。

第一に、電力需要の実情や需要者の増産計画の変更を迅速かつ的確に把握ないし予測できないため、東北振興と「産業国策」の点から、卸売料金、発送電計画、誘致産業の種類とその工場立地の選定について、必要かつ適切な政策を採り難いこと、第二に、発送電設備を保有する他の電

気事業者との間で電力融通を行う際に、需給契約書を交わさなければならず、「東北ヲ綜合一体トナセル発電水力及発送電設備ノ利用向上ノ万全ヲ期」すことが困難であること、第三に、振電は直接供給圏内に特殊電力向けの需要を持っていないため、季節や時間によって生じる余剰電力の消化に十分な効果を發揮できないこと、である。⁽⁴¹⁾

これらの問題の解決には、振電が、配電事業者所有の発送電設備を統合して、その総合的運用を実施する方法も考えられる。しかし、この方法については、すでに「種々複雑ナル形態ヲ以テ自然的ニ発達セル有機体ヲ無数ノ箇所ニ於テ切断スルコトナリ、電力ノ需給ハ一層複雑化シ、敏捷、円滑、合理的ナル電力ノ配給ヲ欠ク虞」があるとの懸念を示す。それゆえ、配電事業者所有の発送電配電設備と自社のそれとの連系を通じて、東北地方の全電力設備を「発送電配電事業ノ一貫経営体ニ包括」する以外に「妥当ナル解決策」はないと主張したのである。

先述のとおり、この時期は第二次電力国家管理が議論され、逋信省・電気庁は、発送電と配電の分離の徹底を進めており、振電のプランはそれと真つ向から対立するものであったといえる。同社も当然、そうした事情を理解していたが、東北と隣接地域の間の送電系統は猪苗代・常磐に「接觸面」があるだけだから、電力融通に関しては、発送配電一貫経営の実施こそ「技術的ニ見ルモ妥当ノ策」であると⁽⁴²⁾した。加えて、東北地方の場合、そうした経営形態を採用しても、日発の解体を必要としなため「電力統制後退ノ感ヲ与ヘズ、而モ送電系統モ他地帯ヨリ略々獨立シテ居ルノデ送電系統ノ分離ニ因ル弊害ヲ何等伴ハナイ」という論理を展開した。⁽⁴³⁾ 振電は、日発を中心とする電力統制のあり方には手をつけず、その意味では逋信省・電気庁に配慮しながら、東北地方のみを例外

的な形態で統制することの合理性を訴えたと考えられる。

しかし、通信省・電気庁は、発送電事業を日発、配電事業を地域別の配電会社に統合するという考えを持っており、これを徹底すれば、振電の解散という解が導かれることは必然であった。また、両者とも東北振興は管轄外であったから、その点を統制プランに反映させる誘因を持ちえなかったことはいまでもないだろう。

以上のように、振電と通信省・電気庁は、合理的な電力統制のあり方をめぐって明確に対立していたのである。

四 利害調整と導き出された解

(一) 統合プランの変遷

日本発送電との合併に強硬な反対意見を表明した東北振興電力は一九四一年に入って以降、次第に妥協的な姿勢を見せ始めた。それは「関東北地方ニ於ケル電力機構改革ニ関スル所見」という同じタイトルの二つの史料に示されている。⁴⁵ 片方の史料では、振電と東北地方の配電会社の統合による「発送配電一貫作業ノ特殊会社」の設立を「理想案」に後退させた。それに代わり、「次善策」として、振電が配電会社の発送電設備だけを一元的に統制し、同社を「東北ニ於ケル日本発送電会社」とする第一案、東北に発送配電一貫経営の電力企業を新設した後、それが保有する主要な発送電設備を一括して日発に出資する第二案を提起した。⁴⁶

妥協的な姿勢は、もう一方の史料からも看取できる。それは、電力機構改革の目標として、冒頭で「電力国策要綱」(一九四〇年九月閣議決定)にも「順応スルコト」を掲げ、以下、振電の解消にとまなう東北振

興政策の弱体化に対応すべく東北興業の強化を図ること、振電の株主(主に東北六県の県民)に対して円満な解決を図ること、従来通り低廉かつ必要な電力供給を保証すること、といった項目を列挙した。なお、機構改革の具体策は上記の第二案とほぼ同じ内容であった。⁴⁷ そうした姿勢の変化の背景としては、振電が、先に触れた電力飢饉という事態を受けて、東北以外の地域に対する電力供給の必要性を認識したことがあげられよう。ここで注目したいのは、振電が、日発への統合を前提に、その「条件」として左記の五点を提示したことである。

史料3⁴⁸

- 一、新設会社ハ東北地方ノ振興ヲ図ル為同地方ニ於ケル電気事業ヲ営ムコトヲ目的トスルモノナルコトヲ法令ニ明記スルコト
(東北振興電力株式会社法第一条参照)
- 一、東北興業会社ト相提携シテ東北振興ヲ為シ得ルガ如ク、両社間ニ人的・其他・有機的・連繫ヲ図ルコト
- 一、東北地方ニ対スル電力ニ関スル重要問題(発送電並ニ配電ヲ含ム)ニ就テハ、東北振興国策ニ鑑ミ通信省ニ諮問委員会ノ如キ機関ヲ設クルコト
- 一、東北地方ニ対スル電力ニ就テハ、従来ノ如キ低廉且ツ必要ナル電力ノ供給ハ確保セラルベキコト
- 一、東北興業会社ノ強化ヲ図ルコト

東北振興という事業目的を、合併後の日発に継続させ、かつその実行を担保するための条件を並べたといえる。

内閣東北局の統合プランも、振電のそれとほぼ同じであり、通信省・電気庁の見解とは異なっていた。したがって、両者は自らの利害を反映させるために、何らかの働きかけをしなければならなかった。そして実際、宇都宮孝平内閣東北局長が「電力国策要綱」の閣議決定以降、電気庁長官、通信次官、内閣書記官長といった政府高官のもとに陳情に赴き、折衝を重ねたのである。

一九四一年五月二日、富田健治書記官長は、東北局長が山田龍雄通信次官との面談の報告に訪れた際、「内閣が国策ニ協力セヌコトニナツテモ困ルカラ、現下ノ情勢ニ鑑ミナルベク通信省ノ希望ヲ入レ、実質ハ振電ノ目的ガ貫徹サレルヨウ考慮スル外ナ」いと述べたうえで、交渉は早い方が有利だから、近く双方の首脳部による会合を極秘裡に開催したいとの意向を伝えた⁵⁰。そして、同月二三日に書記官長官邸で第一次会合がもたれ、内閣側から書記官長、稲田総務課長、東北局長および渡邊書記官、通信省側は通信次官、田村謙治郎電気庁長官が出席して、振電の処理策を話し合った（別表を参照）。この会合を契機に、振電・東北局と通信省・電気庁の間で統合プランの調整が急速に進められるようになる。

他方、大株主でもある東北六県の利害とその主張は詳らかにならないが、別表によれば、次の動向を確認できる。すなわち、一九四〇年二月七日、内閣東北局長と書記官長が宮城県の関係者から東北電力問題に関する意見を聴取したこと、六県の知事が翌四一年四月七日、東北局で会合を開いて振電問題を協議したこと、同年五月三日の六県総務部長会合で振電と日発の統合問題が審議されたこと、そして、東北局長が四一年六月二五日に六県知事会議に出席して振電の措置に関する内容を解説し了解を得たこと、である。

県レベルとは異なるものの、一九四〇年一月三日作成の「陳情書」からは、東北地方の電気事業者の利害を把握できる。提出者としては振電のほか、東北電灯、奥羽電灯、大日本電力、山形電気および増田水力電気といった民間電気事業者、それらに加えて、公営電気事業を擁する地方自治体（青森県、宮城県、仙台市）も名を連ねている。

陳情内容は、振電や東北局の見解とほとんど同じであった。具体的にいえば、まず冒頭で、高度国防国家の確立に必要な産業の振興にあたり、電力問題に対して、「一層国家管理ヲ強化セントセラルルニ至リタルハ誠ニ機宜ノ御処置ト信ジ、進テ右御方針ニ順応スル覚悟」であると明言する。そのうえで、東北地方の「地理的特殊ノ事情」、振電（と東北興業）の資源開発に対する貢献、さらに発送配電の「一貫的経営」の必要性を列挙する。そして最後に、東北地方の特異性が電力管理法制定当時と「何等変化ナキ以上、独電力経営ノミニ画一的方法ヲ加ヘラルルハ、却テ産業開発ニ幾多ノ不利ヲ招キ、延ヒテ高度国防ノ建設ヲ阻ムノ結果ヲ招来スルコトナキヤヤ衷心憂慮スル次第」と訴えた⁵¹。こうした主張は、先に見た振電のそれと極めて近く、少なくとも公営を含む東北の電気事業者の利害はほぼ一致していたといえよう。

（二）閣議決定案

ところで、東北振興電力と日本発送電の合併に際しては、その前段階として、電力国家管理と東北振興という二つの政策のすり合わせが重要な争点となったが、これは一九四一年九月九日に次に示す閣議決定案で決着を見た。

「閣議決定案」一九四一年九月四日

時局ニ鑑ミ東北振興ニ関スル事項左記ノ通決定セントス

記

(一) 東北振興電力株式会社ニ関スル事項

一、東北振興電力株式会社ハ茲ニ決定シタル電力国策要綱ノ趣旨ニ順応シ適正ナル条件ノ下ニ速ニ之ヲ日本発送電株式会社ニ統合スルモノトス (a)、アルファベットの記号は引用者、以下同じ)

一、日本発送電株式会社ハ統合ニ依リ東北振興ノ使命ヲ承継ス (b)

東北配電特殊会社 (仮称) ニ於テモ前項ノ趣旨ヲ体シテ其ノ業務ヲ運営スルコト

一、日本発送電株式会社ハ東北振興ノ目的ヲ達成スル為、同地方ニ対シ低廉且必要ナル電力ヲ供給スルト共ニ、同地方ノ電源開発ニ付テ特別ナル考慮ヲ払フコト (c)

一、日本発送電株式会社ハ其ノ東北支店ニ可及的広汎ナル権限ヲ附与シ、支店業務ノ運営ニ当リ東北振興ノ機能ヲ發揮セシムルコト (d)

一、日本発送電株式会社、東北配電特殊会社及東北興業株式会社相互間ニハ役員ノ交換又ハ兼務等ノ方法ニ依リ有機的連繫ヲ保タシムルコト (e)

一、東北振興ニ特ニ関係アル電力関係事項ニ付テハ内閣東北局及電気庁間ノ協議ニ依ルコトトシ且相互ニ兼務官吏ヲ置クコト (f)

一、内閣東北局官吏 (電気庁官吏ヲ兼スル者) 中ヨリ日本発送電

株式会社監理官ヲ任命スルコト (g)

一、電力審議会委員ニ新ニ東北振興ニ関係アル官吏及学識経験者ヲ加フルコト (h)

(二) 東北興業株式会社ニ関スル事項

東北興業株式会社ノ機能ノ強化ニ付考慮スルモノトス

この史料のうち注目すべきはまず、(a)で「電力国策要綱ノ趣旨ニ順応」することを第一義的な目的としたことである。これは、地域利害を国家目標の下位に置くことを明示したものと解釈できる。とはいえ、国家の意思が貫徹したわけではない。振電・東北局の意見も、東北振興という使命の日発および配電会社への継承 (b)、東北地方に対する低廉かつ必要な電力供給と電源開発への特別の配慮 (c)、東北局と電気庁の協議 (f) といった形で、閣議決定案の中に反映されたからである。

ただし、東北局もまた、妥協を余儀なくされた点は無視すべきではない。たとえば、日発の東北支店 (合併後の振電) の事業運営について、東北局は「自主、独立性ヲ發揮セシメ」という表現を用いたが、実際には、電気庁案の「可及的広汎ナル権限ヲ附与シ」(d) という表現に後退した。また、東北局は、配電会社に対する発言力を担保するため、「東北興業株式会社ニ東北配電特殊会社ノ株式ヲ所有セシムル」旨ヲ明記スルコト」を電気庁に求めたが、閣議決定案は「役員ノ交換又ハ兼務」(e) に止まり、株式所有は明記されなかった。それゆえ、振電と東北局の主な関心は、日発東北支店の権限 (d) の具体的な内容に移っていくのである。

(三) 合併命令の発動

閣議決定案の作成と並行して、合併条件等の調整も進められ、一九四一年九月九日に富田健治内閣書記官長と山田龍雄通信次官の間で「覚書」が交わされた。紙幅の都合上、すべての条項に言及はできないが、ポイントを示せば次のようになる。

第一に、第三項で「合併ハ国家総動員法（第一六条の三ニ引用者）ニ依」ることとし、法律に基づく強制的な措置であることを明確にした点が注目される。第二に、合併条件としては、合併比率を一对一に設定する（第一項）とともに、日本発送電の東北支店の権限に関しては、「豫メ東北局ト打合セスルコト」（第六項）として、内閣東北局の意向（自主性・独立性の發揮）を反映させる余地を残す文言を挿入した。⁵⁶このように、先述した閣議決定案および覚書には、東北振興電力と東北局の利害に配慮した条項が目立つ。

しかし、そうした利害調整が、企業⁵⁷の自由意思に基づく自発的な行動としての合併を可能にしたわけではない。上記の通り、この合併は、改正国家総動員法に基づく命令によって実現したからである。通信次官は、政府命令の根拠を法律で設定した理由を、次のように説明している。

史料5⁵⁸

此度の合併は本来電気事業再編成と云ふ国策に基き、国家の要求に依り之を行ふものであること、日本発送電及東北振興電力の両会社共特殊の目的、使命の下に設立せられたものであること、而して又事業運営に附帯して両会社共種々公権公義務を負担して居ること等の特殊事情を考へまして、命令に因る合併とするのが最

も適當と考へた次第であります。今や内外の状況は非常に切迫致して居りまして、此の両会社の合併も、急速に之を實現致させまする必要があるもので、彼此考へ合せまして総動員法の発動に依り急速に解決を図り度いと存する次第であります。

この史料の前半部分はそれほど説得的と思えない。国策に基づく合併であっても、政府は、戦力増強企業整備に乗り出すまで、強権の発動を回避する方針を採っていたからである。⁵⁹したがって、合併命令の発動の理由は、「敏速に解決を図」った点に求めるべきだろう。このケースでは、振電と東北局が、合併に対して強硬な反対姿勢を示し、当事者の發議による任意合併という形で円滑に実施される見込みが薄かった。加えて、前述の電力危機は、当事者間の交渉と妥協を通じて時間をかけながら解決を図ることを許さなかったと考えられる。改正国家総動員法（一九四一年三月）の規定は、『伝家の宝刀』であったかもしれないが、けっして『竹光』ではなかったのである。

合併命令は一九四一年九月二五日、勅令第八八〇号「日本発送電株式会社ト東北振興電力株式会社トノ合併ニ関スル件」という形で交付された。⁶⁰この勅令でまず目を向けるべきは、合併条件が、「当事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザル」場合には、総理大臣と通信大臣の裁定を受けること、そして、両者はその裁定・認可に際して、電力評価審査委員会の審議を必要としたことである（第二条）。実際、このケースでは、合併条件が当事者同士の交渉で決定せず、同委員会が開催された。次いで重要なのは、この勅令が、電気庁の当初案に振電の改正案を一部反映する形でまとめられており、その過程で利害の調整が図られたことである。したがって、

その意味で合併命令は、少なくとも政府による一方的な通告ではなかったといつてよい。⁽⁶⁴⁾この点は、当該勅令に基づく合併が実施された場合、総理大臣と通信大臣が日発に対して、「東北地方ノ発電及送電ニ関シ東北地方振興上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」という第六条の規定から推察できる。そうした東北振興に対する配慮は、電気庁の勅令案要綱にはなかった。⁽⁶⁵⁾

振電は自らのプランに、政府が、東北振興のために当該地方の電気料金を「特ニ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富」なものとし、日発に対して「電力ニ関シ地方振興上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」という条項を掲げていた（第三条）。そして、電力管理法第三条の規定に基づき、政府が日発の東北地方における「電力設備ノ建設又ハ変更ノ計画並ニ電力料金其ノ他ノ電力需給ニ関スル重要事項ノ決定ヲ為ス場合」、総理大臣と通信大臣の協議に依るものとする、といった文言の追加を要求していた。⁽⁶⁶⁾

しかしながら、第六条に設備投資計画や料金の設定、電力需給に関する協議といった内容は盛り込まれていない。この点に関して、通信次官は国家総動員審議会の席上、合併にともなって振電は消滅するものの、同社の「特別の存立目的たる東北地方振興の使命は明文を以つて、日本発送電株式会社に引継がしめることに致したのであります。」と説明した。⁽⁶⁴⁾政府は、日発の行動を規制する具体的な文言を勅令に含めることを避けながら、振電の利害を抽象的に取り入れる形で調整を図ったといえる。さらに、そこには電力国家管理と東北振興という二つの政策の整合性を保持する狙いもあったと考えられよう。

一九四一年九月二五日、勅令第八八〇号の交付と同時に、合併命令が発令されて、合併契約締結に関する認可が下りた。そして、振電は一〇

月一〇日、日発は一〇月一六日にそれぞれ株主総会を開催し、合併条件認可申請書を提出したのである。

(四) 日本発送電東北支店の自立性

改正国家総動員法に基づく合併命令の発動を受けて、議論の焦点は①合併条件、②合併後の日本発送電東北支店（旧東北振興電力）の権限と自立性の確保に絞られていった。本項では、②に限定して検討を加える。⁽⁶⁶⁾

東北振興電力が自らの存在意義である東北振興という使命を、合併後の日本発送電（の一支店）で実現するためには、統合後の組織である日発東北支店が他の支店以上の権限を持つこと、言い換えれば、組織面での自立性の程度に規定される。他方、日発・電気庁の立場からは、合併の狙いである発送電事業の全国的一体化の実現にあたり、個々の支店に高い自立性を与えることは望ましくない。そこに、東北支店の業務と権限の範囲をめぐる利害対立の芽が生まれるのである。この点に関連する振電の基本的な主張としては、次の三つが挙げられる。

第一に、設備投資計画に関して、地元産業の実態を知悉している東北支店に原案作成の権限を付与するよう求めた。他方で、政府・日発本社役割は、その原案の「創意ヲ可及的尊重シ、只単ニ全国的見地ニ立脚シテ調整ヲ加フル程度ニ止」め、「調整ニ当ツテハ支店立案者ノ意見ヲ徴スルコトニ致度」と述べた。⁽⁶⁶⁾つまり、振電はまず、投資計画の作成段階で主導権を握ることを明言したのである。

第二に、東北支店が建設工事を担当することを訴えた。すなわち、政府が、電力開発の建設命令や電力供給計画の樹立に際して、東北支店の要望（東北振興への配慮）を受け入れた場合でも、実際の建設工事を日

発建設事務所に委ねてしまえば、東北支店は計画の実施とその進捗状況を「袖手傍観」するだけになり、「自然計画実施ノ内容不明ナル儘、遂ニハ振興諸計画樹立ノ統一性ヲ乱シ、振興国策遂行ニ対スル熱意ノ冷却スルノ虞」がある⁶⁷⁾。

それとは対照的に、東北支店が建設工事を担えば、左記のメリットを成就できる点を強調した。

史料6⁶⁸⁾

三、建設部ノ設置

——中略——

之ニ反シ之ガ業務ヲモ東北支店ニ担当セシムルナラバ、電力国策ト東北振興国策トノ二重ノ責任ニ依テ拍車ツケラル全支店ハ独リ建設工事担当者ノミナラズ、計画、資金、資材、運営其他各部門担当者打ツテ一丸トナリ強力ナル推進力ヲ發揮シ、支店単一ノ責任ノ下ニ国家ノ命ズル所ニ向ツテ邁進スルコトトナルベク、日発制度ノ現状如何様ニアリトシテモ、東北ノ電力開発ハ東北支店ヲシテ行ハシムルコトコソ、電力国策ト東北振興国策ノ調和体ヲ具現化スル唯一ノ途ナリト確信スルモノナリ。

この史料によれば、東北支店が電力国策と東北振興という二つの「責任」を負うことで、密接な関連を有する計画、建設、運営など各部門の担当者との団結の下で事業を強力に推進できる点をメリットにあげたことが分かる。さらに、この権限の付与により、日発体制に左右されずに東北支

店単独で東北の電源開発を行うことこそ、電力国策と東北振興策の調和を具体化する唯一の手段と強調した点も確認できる。

第三に、本社の監督についても、東北支店の独立性を要求した。この案では、支店に対する本社の監督の重点を資金と資材の予算に置き、それ以外の日常業務については、「特殊ノモノ又ハ特ニ重要ナルモノ」は何いを立てたうえで処理、「些々タル事項」は「一々指示ヲ受ケ」ないとした。また、会計制度に関しては、「東北支店ヲ一箇ノ会社單位トシ、本社ヨリ独立セル帳簿組織」にすることを求め、この措置により、会計の複雑化の回避と支店の権限強化を最も明確にできると述べた⁶⁹⁾。要するに、振電は、合併後の東北支店を独立した企業のごとき存在として、日発の中に位置づけようとしたのである。こうした要望が、通信省・電気庁の意図（電気事業の二元的な運営）に反することは容易に想像できるだろう。

では、振電はこうした要求の根拠をどこに求めたのか。それは、前出の閣議決定案の「日本発送電株式会社ハ其ノ東北支店ニ可及的広汎ナル権限ヲ附与シ支店業務ノ運営ニ当リ東北振興ノ機能ヲ發揮セシムルコト」(d) という条項である。しかし、これは、電気庁によって「骨抜き」にされることになる。詳細は判明しないが、電気庁案は、建設と運営の分離を唱え、東北支店と同建設事務所の機構および権限は他のそれと「何等相違スル所ナシ」という内容であり、「全ク右(閣議ニ引用者)決定事項ヲ没却シ居ルモノ」であったという。しかし、振電・東北局は結局、この案を日発の全機構改革（一九四二年四月実施）までの暫定的措置だから、「一応已ムヲ得ザルコトト存セラルヲ以テ、根本的ナ修正ハ暫ク保留ス」として受け入れたのである⁷⁰⁾。

東北支店の業務と権限に関する最終的な決定は、資料上の制約により

詳らかにならない。そこで、電気庁が一九四一年二月一八日に提示した「東北振興電力株式会社合併ニ当リ同社ノ特殊使命継承ノ為採リタル方策」を手掛かりにして、この点に接近してみよう。²¹⁾

この史料によれば、電気庁は、東北振興という使命を継承するために、次の方策を掲げている。

一つは、振興課調査係・計画係の設置である。これらの部署に東北地方の産業振興計画や電力需要などの調査を担当させたり、設立予定の東北配電との緊密な連絡を通じて、農事電化の普及促進などを図ったりするとした。二つ目は、東北課（本店総裁室内）の新設である。同課は、主に東北振興上必要な事務に関して、内閣東北局・東北興業との連絡と、本店と東北支店の事務連絡を担当するとされた。電気庁は、そうしたパイプの確保により、東北支店が、他支店のように直接本社各局長、部長、課長などの指示命令を受けることなく、「独自ノ機能ヲ發揮スルニ便ナル様考慮ヲ払」つたと説明した。²²⁾

三つ目は、東北水力建設事務所規程の制定である。これは、従来の水力建設事務所規程と異なり、「工事全般ニ付設計及施行ノ権限ヲ拵ゲテ東北水力事務所ニ一任シ、以テ東北地方ノ特殊事情ニ即応スル電力開発ノ遂行ヲ期ス」ることを目的に掲げた。²³⁾ 他の支店の工事が本社の直轄であったことを考え合わせれば、東北支店の権限拡張を企図した規程といえよう。最後に、東北支店長と東北水力建設事務所長の一般専決事項については、他の支店長や事務所長に比して、「権限ヲ遙ニ広汎ナルモノトシ」、振電の特殊使命を日発に継承するべく「能フ限り便ナル様考慮シタ」点を強調した。しかしながら、本社からの会計・帳簿の分離、すなわち一つの企業のような独立した組織という振電・東北局の要望は取り入れら

れず、相対的に広範な権限を付与されたとはいえず、組織的には他の支店・建設事務所と同様の形態が採用されたのである。

以上のとおり、東北支店の業務範囲と権限は、振電・東北局が高い自立性ないし独立性の確保を狙って求めた内容に、大幅な譲歩を迫る形で決着を見た。合併にともなう日発の組織改革は、振電の東北振興という使命に配慮を示しつつも、通信省・電気庁が掲げた電力国策という国家（中央）の利害を強く反映した性格に収斂していったと評価できよう。

五 結 語

「電力国策要綱」の閣議決定に基づく電力国家管理の強化は、それまで特別の配慮を払われてきた東北地方をも巻き込み、日本発送電による東北振興電力の合併という具体的なプランとして顕現化した。この合併に対して、振電と内閣東北局は強い抵抗を示したのである。

本稿の課題の一つは、そこで用いられた論理を明らかにすることであった。そして、その問いに対する答えは、東北地方の特殊性、振電の実績および電気事業の合理的統制形態であり、左記のようにいずれも地域利害と密接に関連していた。

「I」東北地方では日中戦争勃発以降、重化学工業が発展の端緒を掴みつつあったとはいえ、未だ他地域に比して不十分なものに止まるから、画一的な統制策は妥当でない。加えて、国防上の観点からも、東北地方を一個の自立した経済圏として確立することが重要である。したがって、そうした後進性を克服し、かつ東北地方の自立性を高めるためには、特別な振興政策が不可欠であり、振電

はその中心的な担い手として位置づけられる。

〔Ⅱ〕振電は水力開発、送電網の整備および低廉な電力供給という面から東北振興に大きく貢献し、かつパフォーマンスも良好である。

〔Ⅲ〕電力統制の重要性に異論はないが、東北地方に関しては、振電による配電企業の統合を通じた発送配電一貫経営こそが合理的な統制形態である。なお、この主張は、発送電と配電の分離の徹底を図っていた逋信省・電気庁のそれを部分的とはいえ否定するものであった。

要するに、日発による振電の統合過程では、電力国家管理という国家の利害を反映した政策と、東北振興という地域色を強く持つ政策の相容れない性格が鋭く対立したのである。別の見方をすれば、政府内部において、産業統制の強化と後進地域の振興という二つの政策が、戦時経済の進展の中で次第に相容れない性格を強めるようになったともいえる。

本稿では、振電・東北局が表明した地域利害に着目しつつ、導き出された解を検証することを二つ目の課題に掲げた。その結論は、おおよそ次のようにまとめられる。すなわち、合併阻止の失敗という意味で、振電と東北局の訴えた利害が著しく制限されたことは否定できない。しかし、逋信省・電気庁はその強硬な抵抗姿勢を前にして、国家の意志を速やかに貫くために、改正国家総動員法に基づく合併命令という《伝家の宝刀》を抜かざるをえなかった。国家の意志も容易には貫徹できなかったのである。

日発への合併を避けられなくなった振電と東北局は、合併後（の日発東北支店）の業務と権限に自らの利害を反映させることに力点を移した。そこにこそ、両者の存在意義ともいえる東北振興の行方が懸かっていた

からであろう。結果として、日発は、東北振興という使命を引き継ぎ、それを担保すべく東北支店に「広汎な権限」を付与するなど、一定の譲歩を余儀なくされた。その歩幅は必ずしも大きくなかったが、この側面から照射すれば、逋信省・電気庁もまた自らの意見を十全に押し通すことは叶わなかったのである⁷⁴。

〈付記〉

本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B））「戦間期・戦時期日本における企業合併・買収の歴史研究」（研究課題番号：二〇七三〇二三二、二〇〇八―二〇一〇年度）による研究成果の一部である。

別表 日本発送電と東北振興電力の統合経過

年	月	日	摘要
1940	9	27	電力国策要綱閣議決定
	10	1	東北振興電力川越社長、平井出副社長は内閣東北局に來り陳情
		3	東北地方電気事業者の陳情
		11	宇都宮内閣東北局長より富田内閣書記官長に振電措置対策問題を提示説明し了承を得
		15	森電気庁第二部長來局振電の日発統合に賛成方開陳あり
		19	東北局長より森電気庁第二部長に対し振電統合反対の旨を回答す
		23	東北局長、山田通信次官に面会し振電統合反対の意見を陳ぶ
	11	4	東北局長、電気庁長官を訪ひ反対意見を述ぶ
		29	電気庁より來議会に提案せらるべき法律諸案の提示あり
	12	4	電気庁山口、巽書記官來局議会議案の法律諸案の説明あり
		7	東北局長、渡邊書記官宮城県庁において同県電力委員の東北電力問題に関する意見を聴取す
		11	東北局委員会議を開催、田村電気庁長官の説明を聴取した上、東北局案の如く振電存続案で進むことに方針決定
		17	電気庁長官來局統合賛成を求む
		20	内閣東北局の反対意向を文書とし石川書記官より第二部長に渡す
		20	電気庁長官は内閣書記官長に面会統合につき賛成を求む
		21	通信当局及び電気事業関係公共団体代表者懇談会に東北局長及び石川書記官出席す
		23	東北局長は内閣書記官長に呼ばれて面談、局の意見につき詳細説明す
		28	通信次官より書記官長に対し第76議会議案提出法案につき公文の意見照会あり
1941	1	11	書記官長より前記照会に関し移牒の上東北局長の意見を問はる
	2	4	前記法案の委員会において釘本議員より振電の将来に関し質問あり
	3	7	振電措置については電力国策実行の推移によりその時期を譲らざるよう善処方等を研究す
		12	振電平井出副社長來局、振電、日発統合のやむをえざること及び振電を配電特殊社の中心リーダーとして更生案提議あり
		13	書記官長より局長宛「振電を統合する場合はいかなる措置に出すべきや」につき研究するよう電話ありたり
		22	振電処理に関し東北局長より書記官長に中間報告す
	4	7	六県知事東北局に会合、会社首脳部も出席、振電問題につき協議するも議決せず
		11	六県知事は調査会のことにつき書記官長及び法制局長官に陳情振電のことにも及ぶ
		14	振電措置に関し東北局長より書記官長に意見を提示す
		15	振電副社長來局振電側所見を提示す
		17	東北局長、田子代議士に会い振電問題に関し懇談し後振電社長に会う
		28	田子代議士、書記官長を訪ひ振電問題につき懇談す
	5	3	六県総務部長会合において統合問題を審議す
		5	社長、副社長來局統合の場合における対策を議す
		10	東北局にて振電解消に関する措置策を作成し書記官長室にて官長、局長、稲田総務課長、渡邊書記官協議の上概案にて振興することに決定す
		10	振電社長とも打合せを了す
		13	第1次会合、内閣側富田書記官長、稲田総務課長、東北局長、渡邊書記官、通信省側山田通信次官、田村電気庁長官、書記官長官邸に会し、振電処理に関し東北局案を中心として懇談す
		15	振電同盟実行委員会に局長出席、熊谷会長より振電門谷につきましては東北局の処置に一任してこれにより進むこととする旨開陳ありたり
		19	東北振興同盟振電問題協議に関し東北局長出席

	20	第1次会合により決定した事実を整理し電気庁との新打合案を作成し渡邊書記官、稲田総務課長に打合せ了解を得
	21	東北局長第二案を電気庁長官に提示す
	30	第二案追加案を提示す
6	2	東北局長第二案並び追加案を通信次官に提示す統合の時期につき留保あり
	9	電気庁長官来局
	16	振電処理に関し長官来局電気庁案の提示あり
	19	第2次会合、電気庁案に対し東北局意見を付し、これを中心として書記官長、稲田総務課長、東北局長、渡邊書記官、山田通信次官、田村電気庁長官等書記官長官邸に会し懇談す、統合時期方法等に付議なかなか纏まらず
	25	秋田市における六県知事会議に局長出席、振電の措置につき大体内容を話して了解を得たり
7	1	第二次会合後の案整理し、東北局長より稲田総務課長と打合せの上田倉第一部長に提示したる所統合時期方法の問題の分大体意見一致す
	2	社長来談任意合併は引受けられざる旨協議す
	9	閣議決定案、覚書案を作成し渡邊書記官、稲田総務課長に打合せす
	10	書記官長の了解を得たるにより東北局長より田倉第一部長に提示し、大体意見の一致し閣議決定案、覚書案決定す荒木監理官に連絡す同日参考のため振電川越社長に提示す
	11	電気庁大野業務課長より日発、振電合併に関する国家総動員法に基づく勅令要綱の提示あり
	15	事務進行方法につき内閣側と通信省側との意見なかなか一致せず
	16	合併に関する勅令要綱電気庁より再提示あり
	23	統合に関する閣議決定勅令制定手続等進行予定を作成電気庁に提示す
	23	局長は内務省地方局長に面談振電のことにつき了解を得たり
	24	次官会議後、書記官長、法制局長官、内務、農林、通信、厚生各次官、東北局長会合関係次官に振電、日発統合の方針等を説明す、内務、農林両次官より東北振興に関する強き意見の開陳あり、振電より勅令案要綱等に関する意見開陳あり
	28	勅令案要綱に東北局長より追加修正案を提示す、閣議決定案の両大臣決裁す
8	2	総動員審議会において配電統制令要綱ようやく議決さる
	28	渡邊書記官、司法省に打合せす
	28	電気庁との打合せの結果、覚書の三条を削除することに決定す
9	6	東北局参与、東北局委員の会合を首相官邸に開催し統合等に関する方針を説明す異見なし
	9	閣議決定同時に情報局発表また通信大臣談話発表
	9	会社重役の来局を求め決定内容を全部話し準備進行すべき旨を申入る（日発重役もこの日通信省に呼ばれたる由）
	11	国家総動員審議会において勅令案要綱決定す東北局長、渡邊書記官出席
	11	通信大臣、通信次官提案説明あり
	20	社長来局振電の最高人事及び日発の東北支店の組織につき打合せす
	25	合併に関する勅令公布、合併命令下付、合併契約締結に関する認可
10	10	振電合併総会
	16	日発合併総会
	16	合併条件認可申請
	22	電力評価審査委員会審議
	22	合併条件、解散決議認可

資料：「合併経過 第一部」『日本発送電株式会社東北振興電力株式会社合併経過書類 其ノ一』（国立公文書館所蔵）より作成。

注

- (1) 橋川（一九九五）第二章、橋川（二〇〇四）第四章。
- (2) 電力国家管理の成立過程は電気庁（一九四二）、桜井（一九六四）、高橋（一九七二）、松島（一九七五）、松島（一九七六a）など、日発体制の成立後の実態は日本発送電株式会社解散記念事業委員会編（一九五四）、渡（一九九六）第五章、第六章、中瀬（二〇〇五）などを参照。
- (3) 橋川（一九九五）二〇一―二二五ページ。
- (4) 日本発送電株式会社解散記念事業委員会編（一九五四）一七五―一七八ページ。
- (5) 岡田（一九八五）。また、振電の設立プロセスを検討した松島（一九七六b）は、同社を日発の「雛形」、「民有国营型電力国家統制のモデルケース」に位置づけた。
- (6) 岩本（一九九四）一一八―一九ページ。中瀬哲史は、電気委員会の活動との関連で振電を取り上げたが、対象は設立過程に限定されている（中瀬（一九九二））。また、電力業を直接的な対象にはしていないが、東北振興政策については白鳥（二〇〇〇）も参照されたい。
- (7) 岡崎編（一九四二）二一三ページ。
- (8) 史料の引用に際しては、旧字体を新字体に改めるとともに適宜句読点を付した。なお、傍点はすべて引用者によるものである。
- (9) 内閣東北振興事務局長「東北興業株式会社・東北振興電力株式会社法案提案理由（法制局長官）」日付不明（『第六十九回帝国議会東北振興電力株式会社法案参考資料・内閣東北振興事務局』（国立公文書館所蔵）、「振電参考資料」と略す）。
- (10) 当局は、こうした問題を既存の事業者が解決することは期待できないと考えていた（内閣東北振興事務局「東北振興特殊会社法案二関スル予想質

疑応答集」日付不明『振電参考資料』）。

- (11) この補給額は、営業年度毎で払込株金額の四分、各営業年度の合計では五五〇万円を超過しないことと定められた（前掲「東北興業株式会社・東北振興電力株式会社法案提案理由」）。
- (12) 前掲「東北振興特殊会社法案二関スル予想質疑応答集」。
- (13) 岡田知弘は、東北振興調査会において、当初は馬場鏝一が「電力開発事業や農家の副業的部分も含んだ単独会社構想」を提案したものの、その後「渋沢東大教授」の推す「電力卸売会社構想」が「既定方針」になったと述べている（岡田（一九八五））。
- (14) 以下、特に断りのない限り、前掲「東北振興特殊会社法案二関スル予想質疑応答集」を参照した。
- (15) 岡崎編（一九四二）一〇六一―一〇七ページに記載の数値より算出した。
- (16) 東北電力株式会社（一九六〇）二四七―二四八ページ。
- (17) 電気庁（一九四二）一六六一―一六九ページ。
- (18) 電気庁（一九四二）四三二―四三三ページ。
- (19) 「電力国策要綱」一九四〇年九月二七日『美濃部洋次文書』一五〇二（東京大学経済学部図書館所蔵）。
- (20) 岩本（一九九四）一一八ページ。
- (21) 清水電気局長は、青森県を例外扱いにした理由として、同県が本州の北端に位置すること、将来的な電源開発の予定地は県の南端に位置するため、送電線の統制に支障がないと考えられたことをあげた（橋川（一九九五）一九四―一九五、二二〇ページ）。また、中瀬哲史も、議事録を用いて、電気委員会における通信省の見解を紹介している（中瀬（一九九二））。
- (22) 加えて、清水電気局長は、送電線も府県の区画に関係なく「広大な地域に亘つて有機的に連絡」しているから、それに従って分割はできないと述べた（清水順治（通信省電気局長）「電気事業公営に関する説明要旨」一九

三四年二月一九日『電気委員会議事要覧 昭和九年版』電業時代社（国立国会図書館所蔵）。

(23) 電気委員会「電気事業界管ニ関スル件」一九三四年二月一九日『電気委員會議事要覧 昭和九年版』。

(24) この点は、たとえば、清水電気局長が各地方長官宛に、府県管電気事業は、統制上望ましくないので「濫ニ之ヲ容認スベカラザル旨ノ決議」が電気委員会でなされたことを通牒したことに示されている（通信省電気局長「公共団体ノ電気事業経営ニ関スル件」一九三四年二月一九日『電気委員會議事要覧 昭和九年版』）。

(25) 「日本発送電株式会社ト東北振興電力株式会社ト合併ニ関スル勅令案要綱説明（次官）」一九四一年九月二日『日本発送電株式会社東北振興電力株式会社合併経過書類 其ノ一』国立公文書館所蔵、以下『合併経過書類 其ノ一』と略す。

(26) 「危機に瀕する関西の電力制限」『エコノミスト』一九四〇年二月一日号、「電力飢饉とその対策」『エコノミスト』一九四〇年二月一日号、「電力飢饉の教訓」『ダイヤモンド』一九四〇年二月二日号。

(27) 「東北地方電力統制ニ関スル陳情要旨」（東北振興電力株式会社）一九四〇年一月一日『合併経過書類 其ノ一』。

(28) これらの数値は、電気庁『電気事業調査資料』第一四号（一九四〇年一月）より作成したデータに基づく。

(29) 前掲「東北地方電力統制ニ関スル陳情要旨」。

(30) 「東北地方ノ電力国家管理ニ就テ」一九四〇年一月『合併経過書類 其ノ一』。なお、こうした意見は、東北電灯や奥羽電灯、大日本電力、山形電気等の他の民間電気事業者だけでなく、青森県、宮城県および仙台市といった公営電気事業者にも共通していた（東北振興電力株式会社・東北電灯株式会社・奥羽電灯株式会社・大日本電力株式会社・山形電気株式会社・増

田水力電気株式会社・青森県・宮城県・仙台市（近衛文麿内閣総理大臣・村田省蔵通信大臣・安井英二内務大臣・星野直樹企画院総裁宛）「陳情書」一九四〇年一月三日『合併経過書類 其ノ一』。

(31) 岡崎編（一九四二）二七―五四ページ。

(32) 振電の設立以前の送電線は、東北各県内の電力系統が二、三の系統に分かれており、各系統間の連系は山形、宮城および福島三県に一部六万V送電線が敷設された他は、各設備が独立して存在していた（前掲「東北地方ノ電力国家管理ニ就テ」）。

(33) 前掲「東北地方電力統制ニ関スル陳情要旨」。

(34) 前掲「東北地方ノ電力国家管理ニ就テ」。

(35) しかし、振電は、建設費の高騰などにより、政府が予定した1kWh当たりの料金一銭二厘（常時）を維持できなくなっていた。すなわち、実際の料金は一九三八年度（契約年度、以下同じ）一銭三五厘、三九年度一銭五五厘、四〇年度一銭六五厘と上昇傾向にあったのである。ただし、料金改定当初は、新規契約分のみに限定しており、既契約の料金値上げは四〇年まで実施されなかった（東北電力株式会社（一九六〇）五九一六〇、二五六―二五七ページ）。

(36) 前掲「東北地方ノ電力国家管理ニ就テ」。

(37) 「業績緒に着く東北振興電力」『ダイヤモンド』一九四〇年九月一日号。

(38) 政府補助金を除いた場合でも、一九三九年三月期四万九〇九九円（〇・一%、ROA、以下同じ）、四〇年三月期五万七一一〇六円（〇・七%）、四一年三月期八〇万一一四九円（〇・七%）であった（東北振興電力株式会社「営業報告書」各期）。

(39) 東北局も、振電が「創立以来着々トシテ未開發電源ヲ開發シ料金亦低廉ニシテ而モ資産内容極メテ健全ニ東北振興ノ実績ヲ挙グル上ニ於テ其ノ中核」に位置すると述べた（内閣東北局「東北振興電力株式会社ト電力国家

管理ニ関スル件」一九四一年四月一日「合併経過書類 其ノ一」。

(40) 電気庁「議会議明資料(追補)」一九三九年二月。

(41) 前掲「東北地方電力統制ニ関スル陳情要旨」。

(42) 同史料。

(43) 同史料。

(44) 前掲「東北地方ノ電力国家管理ニ就テ」。

(45) この史料には、①一九四一年四月一日という日付が手書きで記載されているものと、②日付がないものの二つがあり、①の見出しは前提条件と具体案(理想案、次善策および最後案)、②のそれは目標、具体策、条件、参考となっている。

(46) ただし、出資の時期が明示されていないから、統合の時期を先延ばしにすると同時に、配電部門の統合を狙った方便とも解釈できよう(「○東北地方ニ於ケル電力機構改革ニ関スル所見」(「東北振興電力株式会社」一九四一年四月一日「合併経過書類 其ノ一」)。

(47) 具体的には「東北振興電力会社ト東北ニ於ケル配電会社トヲ統合シテ、新ニ東北振興ノ使命ヲ有スル特殊会社ヲ新設シタル上、全国ニ亘ル一元の統合ノ為必要トスル發送電設備ヲ一括日本發送電会社ニ出資セシムルコト」とした(「○秘東北地方ニ於ケル電力機構改革ニ関スル所見」(「東北振興電力株式会社」日付不明「合併経過書類 其ノ一」)。

(48) このうち東北興業の強化のために、資本金を一億円程度増加させること(そのうち五〇〇万円は政府による引受け)、東北興業債券の元本と利息の支払いを政府が保証すること、民間出資の株式に対する配当(上限年六%)と、社債および借入金の利息の補給を求めること、法人税と営業税の免除を求めることを掲げた(前掲「○極秘東北地方ニ於ケル電力機構改革ニ関スル所見」)。

(49) 「○振電解消ニ就テ」(内閣東北局)一九四一年五月八日「合併経過書類

其ノ一」。

(50) 「合併経過 第二部 決定」『合併経過書類 其ノ一』。

(51) 前掲「陳情書」。

(52) 「閣議決定案」内閣東甲第二〇号「東北振興ニ関スル件」一九四一年九月四日の添付資料(内閣東北局「東北振興電力株式会社日本發送電株式会社合併関係資料」国立公文書館所蔵、以下「合併関係資料」と略す)。

(53) 「東北振興電力株式会社処理ニ関スル打合事項」(内閣東北局)一九四一年五月二十日「合併経過書類 其ノ一」。

(54) 「東北振興電力株式会社処理ニ関スル打合事項(電気庁案)」(内閣東北局)一九四一年六月二六日「合併経過書類 其ノ一」。

(55) 「東北振興電力株式会社処理ニ関スル打合事項(電気庁案ニ対スル東北局意見)」(内閣東北局)一九四一年六月「合併経過書類 其ノ一」。

(56) この他、日発への全従業員引継ぎ(第四項)や東北興業による配電会社の株式保有(第五項)といった条項も、「原則トシテ」あるいは「可及的
近キ将来」といった但し書を付したうえではあるものの、東北局の主張を受け入れた結果と看做せる。なお、この覚書の決定日は一九四一年七月一日であり、交換の二ヶ月近く前であった(内閣東甲第二二号「覚書」一九四一年九月九日「合併経過書類 其ノ一」)。東北局は、従業員の引継ぎに関して、「統合ニ当リテハ振電ノ職員其ノ他ハ全部日発又ハ配電社ニ採用スルコト」と主張していた(前掲「東北振興電力株式会社処理ニ関スル打合事項」)。

(57) 言うまでもなく、振電と日発は特殊会社であって純粋な民間企業ではない。

(58) 前掲「日本發送電株式会社ト東北振興電力株式会社トノ合併ニ関スル勅令案要綱説明(次官)」。

(59) この点については、宮島(一九八八)、山崎(一九九六)などを参照。

(60) 勅令第八百八十号「日本發送電株式会社ト東北振興電力株式会社トノ合

併二関スル件」一九四一年九月二五日公布『合併経過書類 其ノ一』。

(61) こうした利害調整は、振電と日発が特殊会社であったがゆえに実現した可能性もあり、純粋な民間企業に当てはまるとは言い切れない。

(62) 電気庁「日本発送電株式会社ト東北振興電力株式会社ト合併二関スル勅令案要綱」一九四一年七月一六日『合併経過書類 其ノ一』。

(63) 振電は、第五条に「政府ガ東北振興電力株式会社ノ社債ノ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付為シタル保証ハ当該社債ガ合併ニ因リ日本発送電株式会社ニ継セラレタル場合ニ於テモ仍存続スルモノトス」という条項を設定したが、これも勅令には盛り込まれなかった（「日本発送電株式会社ト東北振興電力株式会社ト合併二関スル勅令案改正案」〈東北振興電力株式会社〉一九四一年七月二四日『合併経過書類 其ノ一』）。

(64) 前掲「日本発送電株式会社ト東北振興電力株式会社ト合併二関スル勅令案要綱説明（次官）」。

(65) 筆者は、①の合併条件の公正性を検証した別稿を準備中である。

(66) こうした権限の付与により、多くの従業員を抱える「支店二燃へ上ル熱意ト責任感ヲ持続」させられるとした（東北振興電力株式会社「懇話日本発送電株式会社東北支店業務組織及分掌事項立案ノ趣意」一九四一年九月、一―三ページ『合併経過書類 其ノ一』）。

(67) 同史料、三ページ。

(68) 同史料、三―四ページ。

(69) この史料には、他に「給電組織」、「建設事務所二関スル事項」、「新潟県内電力系統ノ所属二関スル事項」といった項目が並んでいる（同史料、四―六ページ）。

(70) この史料の作成者は、振電、東北局のいずれとも判断がつかない（「日本発送電株式会社東北支店業務組織案ニ就テ」一九四一年一月二六日『合併経過書類 其ノ一』）。

(71) 以下の記述は、電気庁「東北振興電力株式会社合併ニ当リ同社ノ特殊使命継承ノ為採リタル方策」一九四一年二月一八日『合併経過書類 其ノ一』に依る。

(72) ここで述べた、振興課と東北課は実際に設置され、東北支店の「特色」となったという（東北電力株式会社（二九六〇）四九一ページ）。

(73) 送変電工事についても、東北支店（送変電課）が総ての設計、工事に当たるとされた。東北水力建設事務所の組織については、計画課が水力、水利使用の技術等土木工事に関する一般計画、工事課は土木および建築工事（建築に関する設計を含む）、電気課は電気および機械工事の設計を分掌するとされた。

(74) 日発東北支店の活動は資料上の制約から現時点で立ち入った検討を加えられない。したがって、日発による振電の合併と特別に配慮された東北支店の業務と権限は、最少可能範囲の資料を用いた電源開発と発生電力の総合的・計画的供給という電力国家管理の狙いと、東北振興政策の目的を両立できたのかという点、つまり、電力国家管理と東北振興という二つの視点から見たこの合併の合理性は明らかにしえない。

〈参考文献〉

- 岩本由輝（一九九四）『東北開発二二〇年』刀水書房。
- 岡崎一彦編（一九四二）『東北振興電力株式会社社史』東北振興電力株式会社。
- 岡田知弘（一九八五）「東北振興事業の構想と展開——戦時期の後進地域開発政策」『歴史学研究』第五三七号。
- 橘川武郎（一九九五）『日本電力業の発展と松永安左エ門』名古屋大学出版会。
- 橘川武郎（二〇〇四）『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。
- 桜井則（一九六四）「電力産業と国家管理」栗原東洋編『現代日本産業発達史Ⅲ』

電力』現代日本産業発達史研究会。

白鳥圭志(二〇〇〇)「戦前東北振興政策の形成と変容——一九三四年～三十七年を中心に」『歴史学研究』第七四〇号。

高橋衛(一九七二)「電力国家管理の過程」『政経論叢』(広島大学)第二二卷第二号。

電気庁(一九四二)『電力国家管理の顛末』日本発送電株式会社。

東北電力株式会社(一九六〇)『東北地方電気事業史』東北電力株式会社。

中瀬哲史(一九九二)「電気委員会と東北振興電力株式会社——戦前『電力国家管理』への道程(二)」『大阪市大論集』第六八号。

中瀬哲史(二〇〇五)『日本電気事業経営史——九電力体制の時代』日本経済評論社。

日本発送電株式会社解散記念事業委員会編(一九五四)『日本発送電社史 総合編』日本発送電株式会社。

松島春海(一九七五)「日本発送電株式会社の形成過程——戦時電力統制と日本発送電株式会社法の成立」『社会科学論集』(埼玉大学)第三五号。

松島春海(一九七六a)「産業統制の強化と戦時経済——『電力国家管理』への道程」『社会経済史学』第四一卷第六号。

松島春海(一九七六b)「戦時経済体制の成立過程と産業政策——電力統制政策の展開を中心として」安藤良雄編『日本経済政策史論(下)』東京大学出版会。

宮島英昭(一九八八)「戦時経済統制の展開と産業組織の変容(二)——国民経済の組織化と資本の組織化」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所)第四〇卷第二号。

山崎志郎(一九九六)「太平洋戦争期の工業動員体制——臨時生産増強委員会・軍需省行政をめぐる」『経済と経済学』(東京都立大学)第八一号。

渡哲郎(一九九六)『戦前期のわが国電力独占体』晃洋書房。